

食料・農業・農村基本計画工程表 (案)

平成17年3月
農林水産省

目 次

○ 食料の安定供給の確保に関する施策.....	2
○ 農業の持続的な発展に関する施策.....	5
○ 農村の振興に関する施策.....	11
(参考) 食料自給率の向上に向けた取組の工程管理.....	13

- 「食料・農業・農村基本計画工程表」は、食料・農業・農村基本計画の内容に沿って施策を計画的に推進していくための行政府としての実行計画として、閣議決定される基本計画とは別途のものとして作成。
- 具体的には、基本計画に基づく施策の計画的な推進を図るため、施策の推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を提示。
- 今後、本工程表に基づき、施策を計画的に推進し、定期的にフォローアップするとともに、政策評価を活用した検証を実施。この検証結果を踏まえ、必要に応じ施策内容を見直し、翌年以降の施策の改善に反映。

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度～
1. 食料の安定供給の確保に関する施策 ○食の安全及び消費者の信頼の確保	【リスク分析に基づいた食の安全確保】 { リスク分析の考え方に基づき、科学的原則に基づいたリスク管理、リスクコミュニケーションを推進 } ・農場から食卓までのリスク管理の徹底 <生産段階> 主な作物別のGAP（適正農業規範）の策定と普及のためのマニュアルを整備 { 順次、農業者等による自主的なGAPの策定・導入を推進 } <製造段階> 食品製造業者のHACCP（危害分析重要管理点）手法の導入を推進 <流通段階> 卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範策定のためのマニュアルを作成 卸売、仲卸、配送等の各段階における規範の策定と普及・定着を促進 <家畜防疫体制> { 飼養衛生管理基準に即した家畜の衛生管理の向上等、家畜防疫体制を強化し、家畜の伝染病の発生・まん延防止 } ・危機管理体制の整備 緊急事態の発生要因ごとの個別対応マニュアル等を整備 { 緊急事態が生じた場合、本マニュアル等を活用し、関係府省が連携して速やかに対応 }				

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度～
○食の安全及び消費者の信頼の確保	【消費者の信頼の確保】				
	農産物の生産情報公表JAS規格、有機畜産物JAS規格を制定	加工食品の生産情報公表JAS規格を制定			
	加工食品の特色ある原材料名表示を充実	〔分かりやすい食品表示に向けた見直し〕			
		基本的に全ての生鮮食品に近い加工食品について原料原産地の表示を義務付け	〔その他の加工食品への原料原産地表示を推進〕		
	外食における原産地等の表示のガイドラインを整備	〔外食における原産地等の表示の取組を促進〕			
	・牛肉トレーサビリティ・システムの適切な運営 ・牛肉以外の食品についても、農業者・食品産業事業者による自主的な導入を促進		平成19年度：生鮮食品及び加工度の低い加工品を対象として、トレーサビリティ・システムを導入した品目の割合：50%		
○望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	国民一人一人が自らの食について考える習慣を身に付け、生涯を通じて健全な食生活を実現できるよう、 ・様々な関係者と連携した国民的運動としての食育活動を推進 ・食品の廃棄や食べ残しの減少を促進 ・適正な食事の摂取量を分かりやすく示したフードガイド(仮称)について、国民各層に対する普及・啓発等を推進				
	フードガイド(仮称)を策定	食品産業向けにフードガイド(仮称)活用のマニュアルを策定	〔外食のメニュー、小売店等の売場、食品の包装などで活用〕		

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度～
○食生活の改善に資する品目の消費拡大	「日本型食生活」の実践を推進する観点から、品目別に行われていた国産農産物の消費拡大対策を見直し	・食育の取組に連動して、品目別に行われている消費拡大対策の一体的・戦略的实施 ・実施回数が少ない地域における米飯給食を推進			
○地産地消の推進	各地域において取り組むべき事項やその目標等を明らかにした地産地消に係る計画の策定を促進	成功事例の情報交換等を通じた各地域における取組を推進			
○食品産業の競争力の強化に向けた取組	食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を見直し	新しい基本方針に基づき、必要に応じて予算措置等を見直し			
	・産学官の連携や競争的研究資金制度の活用等を通じ、食品の安全性等について研究開発を促進 ・卸売市場の再編・合理化、品質管理の高度化、卸・仲卸業者の経営体質強化を推進				
	食品残さの飼料化・たい肥化等を推進	平成18年度 食品関連事業者の再生利用等の実施率 20%			平成21年度 卸売手数料を弾力化
	食品産業向け融資につき、食品産業に係る課題を踏まえつつ、その在り方を見直し				

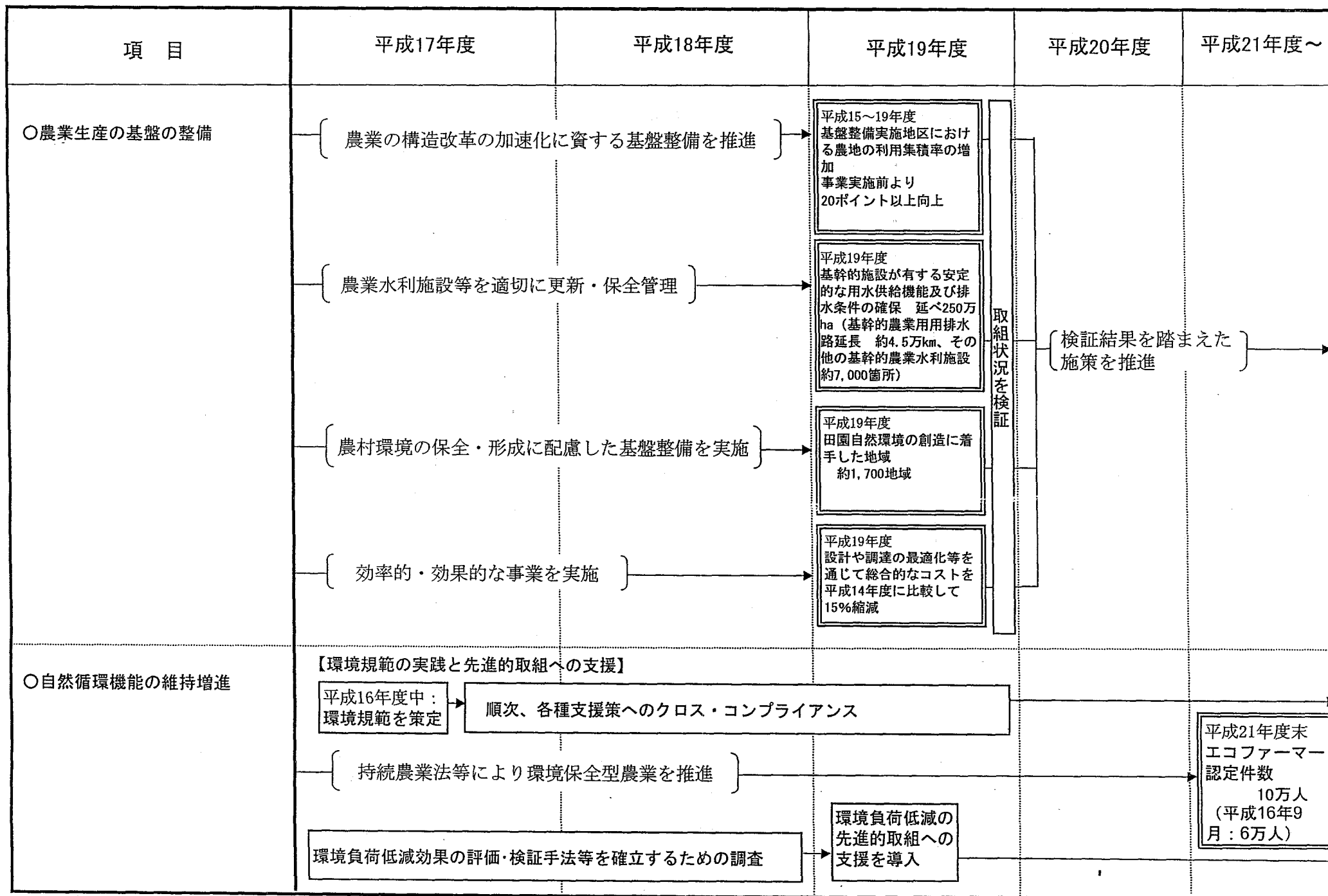
項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度～
2. 農業の持続的な発展に関する施策 ○望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保	平成16年度中：「農業経営の展望」「農業構造の展望」を策定 農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針、市町村基本構想の見直しを促進 【担い手の明確化と支援の集中化・重点化】 ・地域における担い手を明確化し、施策を集中化・重点化 ・その際、土地利用型農業においては、集落を基礎とした営農組織のうち、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付け ・認定農業者制度の運営の改善を徹底 【集落を基礎とした営農組織の育成・法人化の促進】 ・土地利用型農業における担い手の育成・確保に向け、地方公共団体や農業団体と連携しつつ、集落を基礎とした営農組織の育成、特定農業団体化・特定農業法人化を推進 地方公共団体や農業者団体と密接に連携し、担い手の明確化を推進するための取組を重点的に実施（17年度に、全国段階、都道府県段階、地域段階において、担い手育成総合支援協議会を設立）				平成27年「農業構造の展望」（地方公共団体や農業団体と密接に連携し、担い手の明確化を推進するための取組等を前提とした見込み） 効率的かつ安定的な農業経営は 家族農業経営 33～37万程度 集落営農経営 2～4万程度 法人経営 1万程度
○経営安定対策の確立	【品目横断的政策への転換】 農業の構造改革の加速化を図るとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、品目横断的政策へと転換 制度の詳細の具体化 【品目別政策の見直し】 現行の品目別政策（野菜・果樹・畜産）の対象経営の明確化や施策の見直しを検討 【農業災害による損失の補てん】 農業災害補償制度について、品目横断的政策の導入や品目別政策の見直しと合わせて、これらの政策との役割分担を整理し、この結果を踏まえて制度の在り方を見直し	関係法の改正	19年産から新たな経営安定対策の導入 見直し後の対策への移行		

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度～
○人材の育成・確保等	【新たな人材の育成・確保】 新規就農青年の確保者数：毎年12,000人程度 【女性の参画の促進】 地域段階における女性の経営・社会参画目標の設定を推進 (農協の女性役員、女性農業委員等の参画目標の設定)			参画目標の達成に向けた普及啓発等 参画状況の定期的なフォローアップ	
○農地の有効利用の促進	基盤強化法等の改正・施行 農用地確保指針の改定	・担い手への農地の利用集積を促進 ・市町村による耕作放棄地の発生防止・解消のための措置を強化 ・農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入を全国展開 ・農業振興地域制度や農地転用許可制度の客観性・透明性の向上などを通じて優良農地を確保			平成27年「農業構造の展望」 (地方公共団体や農業団体と密接に連携し、担い手の明確化を推進するための取組等を前提とした見込み) 農地の利用面積は 効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営に6割程度 集落営農経営を含むと7～8割

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度～
○経営発展に向けた多様な取組の促進	【多様な経営発展の取組の推進】 米については、米政策改革に基づき、客観的な需要予測に基づく生産目標数量の配分を通じ、需要に応じた売れる米づくりを推進	農業者・農業者団体が主役となる需給調整システム移行への条件整備等の状況を検証	早ければ19年度から、遅くとも20年度に農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムへ移行 〔米の需給調整の在り方については、農業者や産地が、需要に即応し、主体的な判断により、売れる米を適量生産する姿の実現に向けて米政策改革を推進する中で、あるべき姿を構築〕		
	【農業と食品産業との連携の促進】 〔食品産業クラスター形成のための協議会を各地方に設置し、加工適性に優れた品種や新たな加工技術開発・導入、地域食材を活用した新商品の開発等を推進〕 ブランド化に向けた関係者の意識の醸成等を通じた産地ブランドやの育成・確立や適切な保護を強化 食品産業と農業を結び付けるコーディネーターに関するデータベースを整備		産地ブランドの育成の取組を推進 〔コーディネーターの育成・確保を促進〕		

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度～
○経営発展に向けた多様な取組の促進	【輸出促進に向けた総合的な取組の促進】 関係者による協議会の設立 （関係者一体となった取組を推進） ・販路創出・拡大への支援（情報収集・分析、見本市等への出展や通年型のPR等） ・輸出阻害要因への対応（輸出阻害要因のデータベース化と相手国への改善要請、EPA交渉等） ・知的財産権・ブランド対策（権利侵害対策マニュアルの作成、育成者権保護のための体制整備） ・生産面での支援（産地づくり、新技術・新品種導入による輸出に向け加工食品の創出や技術開発） ・流通の効率化（流通ルートの共同化等）				平成21年 農林水産物・ 食品の輸出額 を倍増
○経営発展の基礎となる条件の整備	【農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化】 平成16年度中 改正農協法に基づく全中における基本方針（経済事業改革）の制定 関係団体及び都道府県における行動計画の改定・公表を促進（資材費低減に向けた取組の数値目標の設定）		行動計画に基づく取組の実施、数値目標等の達成に向けた取組状況の公表を促進 進捗状況、取組効果等の自己点検・分析を実施（必要に応じ、取組事項の見直し・行動計画の改定）		平成22年度 行動計画の評価・今後の取組方向の検討

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度～
○経営発展の基礎となる条件の整備	【生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及】				
	平成16年度中 農林水産研究基本計画の策定	・数値目標を含めた5年後、10年後の期別達成目標（200以上の研究分野）等を明確化。毎年度の進行管理や一定期間毎の評価により新技術の開発を計画的・効率的に推進			
	《例》 〈国際競争力の強化・国内農業生産の増大〉				
	○加工向け品種の開発 ・冷めても硬くなりにくい米、大玉で歩留まりが良いたまねぎ等				
	米、たまねぎの有望系統の選抜を実施	有望系統を育成			品種登録
	○衛星の画像情報や地理情報等を活用した生育診断や品質管理技術の確立				
	衛星リモートセンシングを用いた小麦の成熟期推定技術を確立	さらにタンパク質含有量識別等総合的生育診断システム確立に必要な技術の開発			小麦における総合的生育診断システムの確立
	小麦以外の作物について順次開発				
	〈消費者の信頼の確保〉				
	○DNA分析による品種判別技術の拡大				
小麦、小豆、いんげん豆等 緊急性のある品目について 開発	小麦、小豆、いんげん 豆の判別技術の確立			主要な品目について 順次開発	
〈革新的な新技術を活用した品種開発〉					
○ゲノム育種技術等を活用した花粉症緩和米、栄養強化飼料用稲等の機能性品種の作出					
有用遺伝子の単離、機能解明や新たな育種技術の開発					
遺伝子組換え技術を用いて 新品種を開発					
開発された新品種について生物多様性への影響、食品安全性等を評価した上で順次商品化					
新技術の開発と並行して担い手による現地実証・評価を行うなどにより、 新技術の開発と生産現場への導入・普及の迅速化を図る					



項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度～
○自然循環機能の維持増進	【バイオマス利活用の推進】				平成22年 バイオマスタウンを500 程度構築（平成17年： 5地域）
	関係者の理解を醸成しつつ、地域におけるバイオマスの利活用計画の策定、バイオ マスの変換・利活用施設の一体的な整備等、地域の創意工夫に基づく取組を促進				
	廃棄物系バイオマスだけでなく、未利用バイオマスや資源作物の利活用の 取組を積極的に推進				平成22年 利活用目標 廃棄物系バイオマス 80%以上（平成14年： 60%） 未利用バイオマス25% 以上（平成14年18%） 資源作物 10万トン増加（平成 14年：ほとんど無し） （炭素量換算）
	バイオマスを利用した効率的なエネルギー変換技術を開発				平成22年 稲わら等の低含水率バイ オマスのエネルギー変換 効率目標（電力の場合 20%、熱の場合80%）の 達成
	植物由来プラスチックの製造 コストを低減	(研究開発) (需要拡大)	汎用プラス チックの3倍 にまで価格を 低減		平成22年度 汎用プラスチックの2 倍程度にまで価格を低 減（平成15年：4倍程 度）
	バイオマス利活用の現状と課 題を検証	必要に応じてバイオマス・ニッポン総合戦略を見直し			
3. 農村の振興に関する施策	【農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築】				
○地域資源の保全管理政策の構築	地域実態に応じた資源の保 全状況を把握	モデル的な施策の実効性を 検証		必要な 資源保 全施策 を導入	地域共同の取組促進により資源や農村環境を 適切に保全
	地域における望ましい保全 管理手法を検討				

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度～
○農村経済の活性化	{ 地域の主体性と創意工夫を活かした多様な取組を推進 [農産物の加工や直売などの地域を主体とした取組を推進。これら取組の 先駆的事例として、立ち上がる農山漁村の選定毎年30地区程度] }				
	{ 中山間地域等における多面的機能の確保を特に図る観点から、農業生産 条件の不利を補正するための施策を推進 }				
○都市の農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進	{ グリーン・ツーリズムを始めとする都市と農村の共生・対流を推進 }				平成21年度： 交流人口 3,000万人 (15年度2,300万人)
	{ 都市及びその周辺の地域における農業の振興等 }				平成21年度末： 都市的地域にお ける市民農園区 画数 15万区画 (15年11.8万区画)
○快適で安全な農村の暮らしの実現	{ 農村地域における情報通信基盤の整備を推進 }				
	{ 污水处理施設の整備を、関係府省間の連携を 強化するなどにより、効率的・効果的に推進 }		平成19年度 污水处理人口 普及率 86%(平成14 年度76%)	取組 状況を 検証	{ 検証結果を踏まえた施策を推進 }
効果的・効率的な施策の推進体制	{ 新たな施策の考え方や具体的内容等が生産現場に速やかに浸透するよう、 関係者に対する周知・徹底を実施 }				
	{ 新たな施策が農業・農村の現場の最前線まで浸透し、具体的取組として 展開されるよう、人材の育成や組織づくりを促進 }				
	{ 新たな施策ニーズへの対応や効率性の向上の観点から農林水産統計の 見直しを実施 }				

(参考) 食料自給率の向上に向けた取組の工程管理

食料自給率の向上に向けた取組については、本工程表を踏まえ、毎年、役割分担を踏まえた関係者ごとの具体的な取組内容やその取組の目標等を明示した「行動計画」を策定し、その達成状況を検証し、その結果を翌年以降の「行動計画」に反映する仕組みを構築。

